

第5章 各種医療制度

I 自立支援医療

障害者（児）の方の心身の障害を除去・軽減するための医療について、指定医療機関において受けた医療費の自己負担額の一部を助成します。

1 対象者

(1)自立支援医療（更生医療）

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方（18歳以上）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

(2)自立支援医療（育成医療）

身体に障害を有する児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

(3)自立支援医療（精神通院医療）

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患（てんかんを含む。）のある方

2 負担額

原則として医療費の一割が自己負担になります。ただし、医療保険上の「世帯」の課税状況等に応じてひと月当たりの自己負担額に上限が設定されます。

課税状況等に応じた負担上限月額

生活保護 世帯	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が80 万円以下	市民税非課税 「世帯」のうち 本人収入が80 万円を超える	市民税 所得割額が 33,000円 未満	市民税 所得割額が 235,000円 未満	市民税 所得割額が 235,000円 以上
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得		一定所得以上
負担上限 月額0円	負担上限 月額 2,500円	負担上限 月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度		自立支援医療 対象外
			育成医療の経過措置※		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※※		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 （重継）※ 負担上限月額 20,000円

※ 「一定所得以上（重継）」及び育成医療の経過措置は、令和6年3月31日まで延長。

※※ 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

- 更生医療・育成医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法）

●精神通院医療……統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の者又は精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な医療を要すると判断した者

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

●医療保険の多数該当の者

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

II 重度心身障害者医療

重度の心身障害者の疾病に対する医療費を助成します。

1 対象者

ア 身体障害者手帳1・2・3級の者

イ 療育手帳Aの者

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者

エ 障害を理由とする年金又は特別障害給付金の1級を受けている者

オ 特別児童扶養手当の1級支給対象児童

カ ア～オと同等の程度の障害を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

ア 生活保護を受けている

イ 他制度により医療費の支給を受けることができる

ウ 本人の所得が制限額を超えている

2 申請に必要なもの

○健康保険証

○重度心身障害者医療の対象となることが確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

3 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

Ⅲ 重度の障害者等に対する後期高齢者医療

65歳以上75歳未満で一定の障害がある人が、希望により申請を行い、山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療制度へ加入できる制度です。

1 対象者

65歳以上75歳未満の健康保険加入者で、次のいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳1・2・3級
- イ 身体障害者手帳4級で以下のA～Dのいずれかに該当
 - A 音声又は言語機能に著しい障害を有する
 - B 両下肢の全ての指を欠く
 - C 下肢を下腿の2分の1以上で欠く
 - D 下肢の機能に著しい障害を有する
- ウ 療育手帳A
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- オ 国民年金法における障害等級1・2級

2 申請に必要なもの

- 健康保険証
- 重度の障害者等に対する後期高齢者医療の対象となることが確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）

3 申請窓口

保険年金課（☎ 0834-22-8312）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）